

## 令和6年第8回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

### 1、本日の出席議員（15名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
7番	齋藤進	9番	佐々木平嗣
10番	小川正文	11番	佐々木孝二
12番	佐藤直哉	13番	佐々木春男
14番	佐々木敏春	15番	森鉄也
16番	伊藤竹文		

### 1、本日の欠席議員（なし）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	今野和彦	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

#### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長	佐々木修
農林水産部長	阿部光弥	建設部長	原田浩一
商工観光部長	池田智成	教育次長	佐藤喜仁
消防長兼消防署長	須田勇喜	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	総合政策課長	高橋寿子
財政課長	齋藤真紀	こども家庭センター長	三浦晶子

#### 1、本日の議事日程は次のとおりである。

##### 議事日程第5号

令和6年12月12日（木曜日）午前10時開議

第1 報告第15号 専決処分の報告について（専決第18号）

第2 議案第87号 にかほ市病児保育施設条例制定について

- 第3 議案第70号 組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第4 議案第71号 にかほ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第72号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第73号 にかほ市介護保険条例制定について
- 第7 議案第74号 にかほ市介護給付費準備基金条例制定について
- 第8 議案第75号 本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分に関する協議について
- 第9 議案第76号 由利本荘市にかほ市介護認定審査会の共同設置について
- 第10 議案第77号 訴訟上の和解について
- 第11 議案第78号 令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について
- 第12 議案第79号 令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第80号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第81号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第82号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第83号 令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について
- 第17 議案第84号 令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第18 議案第85号 令和6年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第86号 令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第20 陳情第12号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情
- 第21 陳情第13号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情
- 第22 陳情第16号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書
- 第23 陳情第17号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情
- 第24 陳情第18号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情
- 第25 議提第9号 安全・安心の医療・介護実現のため「医療・介護施設への支援の拡充及びケア労働者の処遇改善」を求める意見書

- 第26 議提第10号 介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書
- 第27 議提第11号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書
- 第28 議提第12号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書
- 第29 議提第13号 にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第30 議員派遣の件
- 第31 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

本日、報告第15号専決処分の報告について（専決第18号）及び議案第87号にかほ市病児保育施設条例制定についての2件が追加されております。これを本日の議事日程に含めておりますので、ご確認願います。

ただいまの件について、本日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。15番森鉄也議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番森鉄也君）登壇】

●議会運営委員長（森鉄也君） おはようございます。本日9時30分から議会運営委員会を開催し、本日提出された追加議案について協議いたしましたので、ご報告いたします。

お手元に配付の追加議案をご覧ください。

本日追加されましたのは、報告第15号専決処分の報告について（専決第18号）及び議案第87号にかほ市病児保育施設条例制定についての2件であります。

追加議案については、委員会付託せず、本日、提案理由の説明を行い、各委員会に付託された議案の討論、採決の後で追加議案の質疑、討論、採決を行うこととして議会運営委員会で決定しております。

なお、追加議案に対する質疑については、通告なしでも受け付けることといたします。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。本日追加された報告第15号及び議案第87号の2件について、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第1、報告第15号専決処分の報告について（専決第18号）及び日程第2、議案第87号にかほ市病児保育施設条例制定についてを一括議題とします。

お諮りします。議案第87号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において質疑、討論、採決を行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、私からは追加議案の要旨についての説明をさせていただきます。

初めに、報告第15号専決処分の報告について（専決第18号）であります。

これは報告第11号で訴えの提起を報告させていただいておりましたが、生活保護費等返還請求事件に関して、裁判所の和解の提案に基づいて訴訟上の和解をすることについて、12月3日付で専決処分をさせていただきましたので、地方自治法の規定により報告をするものであります。

次に、議案第87号にかほ市病児保育施設条例制定についてであります。

これは保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全な育成を図るとともに、安心して子育てができる環境を整備するため、にかほ市病児保育施設を設置することに伴い条例を制定しようとするものであります。

なお、本議案につきましては、今定例会の初日に提案すべきものでありましたが、本日の追加提案となりましたことについてはおわびをさせていただきたいと思っております。

以上、議案の要旨を説明させていただきましたが、補足説明については担当部長が行いますので、よろしく申し上げます。

●議長（宮崎信一君） 次に、担当部長から補足説明を行います。

報告第15号及び議案第87号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） それでは、報告第15号について補足説明いたします。

議案綴り2ページをご覧ください。

本定例会において報告第11号専決処分の報告について（専決第15号）で報告いたしました事件に

ついて、12月3日に開廷した第1回公判にて和解を専決した事項について報告いたします。

令和6年12月3日午後1時30分、本荘簡易裁判所法定で公開、原告代理人、被告、双方出頭し、原告側から支払督促申立書陳述、被告側からは答弁書陳述が行われたものであります。

和解の条項、1項から3項にあるように、債務者は生活保護費返還債務として合計10万円の支払義務があることを認めて、令和6年12月から令和8年7月まで毎月月末までに5,000円ずつ分割で支払いすることになったものであります。債務者が支払いを怠ったときは、期限の利益を失い、全額を直ちに支払うこととなります。

報告第15号についての補足説明は以上です。

続いて、議案第87号について補足説明いたします。

初めに、条例制定の事務処理を失念していたことにより、議会最終日の追加提案となったことをおわび申し上げます。

病児保育施設に関しては、令和6年3月定例会において、令和6年度当初予算で議員の皆様にご説明させていただいたものであります。

令和6年4月26日に工事請負契約書を交わし、令和6年11月8日に完成検査を完了しております。完成後の条例制定を想定しておりましたが、開設準備作業に追われ失念していたものであります。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、条例制定の内容について説明させていただきます。

議案綴り5ページをご覧ください。

第1条、第2条についてですが、病児保育施設は保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全な育成を図り、安心して子育てができる環境を整備するため設置するものであります。

設置場所については、病院等施設に隣接することで保護者の安心につながることから、小出診療所東側に渡り廊下で接続して設置しております。

第3条、児童の症状につきましては、病気の回復期に至っていないが、当面、症状の急変の恐れがない旨医師からの診断の下、一時的に預かる事業としております。

第4条では、登録制による利用とし、前日までに利用申し込みを行うこととしております。申し込み窓口は、こども家庭センターになります。

第5条、使用料は、にかほ市民のほか市内保育施設を利用している児童、市内に勤務する保護者の児童については無料とし、それ以外の方については一日2,000円とするものです。

このほか対象児童としては、概ね生後6か月から小学生までを対象とし、開設時間を午前7時から午後6時まで、土日、祝祭日、年末年始は休みとしております。

利用定員につきましては、保育士1人当たり児童3人まで、看護師1人当たり児童10名までの配置基準に準じて一日の利用定員は3名として運営してまいります。

施設の間取りの主なものとしては、保育室、静養室、調理室、事務室等となっております。

詳細については、説明資料3ページをご覧ください。

なお、開所の予定日は、12月16日を予定しているものです。

議案第87号についての補足説明は以上です。

- 議長（宮崎信一君） これで提案理由の説明を終わります。  
これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時10分 休 憩

---

.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員（14名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	5番	齋藤雄史
6番	齋藤聡	7番	齋藤進
9番	佐々木平嗣	10番	小川正文
11番	佐々木孝二	12番	佐藤直哉
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	森鉄也	16番	伊藤竹文

.....

### 欠席委員（なし）

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	今野和彦	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

.....

### 説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長	佐々木修
農林水産部長	阿部光弥	建設部長	原田浩一
商工観光部長	池田智成	教育次長	佐藤喜仁
消防長兼消防署長	須田勇喜	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	総合政策課長	高橋寿
財政課長	齋藤真紀	こども家庭センター長	三浦晶子

.....

午前10時11分 開 議

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはようございます。

ただいま出席している委員は14名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条に規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会の会議を開きます。

これから各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。11番佐々木孝二総務小委員長。

【総務小委員長（11番佐々木孝二君）登壇】

●総務小委員長（佐々木孝二君） 改めまして、おはようございます。去る12月4日に当小委員会に付託となりました事件につきまして、全ての審査が終了いたしましたのでご報告いたします。

議案第78号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての当小委員会所管の関する事項は、全員の賛成で可決と決しております。

議案第83号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についての当小委員会の所管に関する事項は、賛成多数で可決と決しております。

審査の内容を若干ご報告いたします。

議案第78号です。

消防本部関連です。

第2表債務負担行為補正、令和7年度高機能消防指令センター保守点検業務498万3,000円及び令和7年度消防救急デジタル無線保守業務105万6,000円についての質疑に対しては、この債務負担行為は3年前から実施させていただいております。指令台のシステム上、4月1日の零時から保守業務が始まるということで、4月1日以前に契約をしなければなりませんので、毎年このような形をとらせていただくこととなります。今年度に関しては、デジタル無線更新工事を実施するため、機器に関しての点検業務がなく、100万円ほど減額しておりますが、業者がオンコールで保守業務を実施する費用を計上しております。また、令和8年度は工事が完了しており、瑕疵担保がありますので費用はかかりませんが、令和9年度からは保守点検業務が始まることとなります。今回の仕様書の中で保守点検業務の費用は、請負額の0.5%とうたっておりますので、以前と比較して100万円増額の300万円となりますとのことでした。

消防出初め式の補正計上に関する質疑に対しては、消防団組織検討委員会において消防出初め式の在り方や記念品等の内容等について検討する予定があったことから、当初で計上はせず、検討の結果を踏まえて補正予算での計上としましたとのことでした。

財政課関係です。



公用車運転管理業務に関する運転手の人数についての質疑に対しては、想定は令和6年度現在と同程度考えておりました。公用車、市バス、合わせて4名程度です。募集人数に満たない場合は、ハローワークを通して募集をし続けつつ、市バス運行の在り方も検討していかなければならないと考えているとのことでした。

続いて、総合政策課関係です。

ふるさと納税ポータルサイトの運営管理に関する質疑に対して、現在の事業者は数年間随意契約を続けてきていますが、プロポーザル方式を予定していますので、仕様書を作成して公募を実施します。中身としては、ポータルサイトと市役所の間に入る中間管理で、寄附者の情報の管理、返礼品を出店している事業者との調整が主な業務となります。現在の事業者の変更が前提ではありませんが、変わる可能性もありますとのことでした。

続きまして、議案第83号です。

給与改定に伴う補正であり、特に質疑はありませんでした。

以上で、当小委員会に付託されました事件についての審査の内容の報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。7番齋藤進教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（7番齋藤進君）登壇】

●教育民生小委員長（齋藤進君） 改めまして、おはようございます。

それでは、去る令和6年12月4日付託の事件につき審査が終了していますので、報告いたします。

議案第78号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）中、当委員会所管に関する事項については、全員の賛成で可決と決定しております。

それでは、審査内容について若干報告をいたします。

それぞれの課においては共通した増額補正は、燃料価格の高騰により、年度末までに不足が生じる見込みのためのものや委託料の実績見込みによるもので、それ以外の主な審査について報告いたします。

初めに、教育総務課関係です。

奨学金返還制度助成金の増額については、当初49件見込んでいたとに対し56件と7件増になる見込みから37万円計上するものです。

次に、学校教育課関係です。

教師用の指導書の購入費については、教科書の改訂に伴うもので、中学校3校分で約434万8,000円で、129冊分となります。

次に、こども家庭センター関係です。

児童手当負担金238万8,000円の減額は、10月からの児童手当制度改正に伴い、国・県の負担割合

が変わり、国の負担割合が増え、県と市の負担割合が減ったため減額となったものだという説明です。

次に、福祉課関係です。

重層的支援体制整備事業で実施する参加支援事業の協力事業所に対する謝礼の増額と、内容については、居住支援型として住居に課題を抱えている方に市内の社会福祉施設の空き部屋を一時的に宿泊場所として利用させていただくという事業で、食事の提供はなく、あくまでも素泊まりという条件で、利用日数は上限14日間、一部屋一日3,810円を事業所に協力謝礼として支払うもので、実績見込みで増額補正するものです。

次に、健康推進課関係です。

今回の総合福祉交流センター「スマイル」の改修、外壁、屋上防水、冷暖房設備は、40年目の長寿命化に該当するもので、総合管理計画に基づき、施設の耐用年数を築80年まで延ばすことを目的に実施するものです。

最後に、生活環境課関係です。

ネコ不妊・去勢費補助金の今年度の実績は、個人申請が56頭、自治会長からの申請が43頭で合わせて99頭、補正では飼い猫それぞれ不妊・去勢が18頭、野良猫不妊が11頭、去勢が10頭を見込んで増額補正をするものです。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。2番齋藤光春産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（2番齋藤光春君）登壇】

●産業建設小委員長（齋藤光春君） それでは、一般会計予算特別産業建設小委員会に付託されました事件、議案第78号、議案第83号についてであります。

両議案とも、全員賛成により可決であります。

中身について若干、担当部課所が多岐にわたっておりますので、若干説明させていただきます。

建設課関係であります。

歳入の補正等はなく、支出だけではありますが、こちらの方は下水道会計予算の補正に伴う増額と、住宅施設の修繕や退居時の修繕ということで、不足分の見込みということでもあります。入居者の敷金として賄えない分をこちらの方で費用を弁償すると。それから、入居者から未確定な随時の修繕依頼等がありますので、そちらの方、過去の実績を基に不足分の要望という説明がありました。

次に、スポーツ振興課関係であります。こちらの方は各屋内施設等の燃料費、光熱水費等の実績見込みによる増額ということでもあります。

次に、B&G海洋センター等の関係であります。こちらの方は4月から開始される4件の委託

業務に対する債務負担行為ということでもあります。こちらの方は、管理費の中のボイラーの燃料費とか光熱水費、電気代の見込み等、夏場の水道等に伴う下水道関係の増額分、それから水温自動制御装置等の修繕費等の説明がありましたので、特に質問はありませんでした。

商工政策課関係であります。こちらの方は設備投資の補助と、それから空き家バンク等に登録している空き家の家財道具等の処分について増額の補正であります。

観光課関係であります。こちらの方、観光総務費の負担補助金額として交付金1,000万円が挙げられておりますが、こちらの方は以前お話いただきました映画作製に対する本市のPR効果も望めることから、長期にわたるスタッフ等の宿泊や職員に対して自治体として他の経験している自治体の例を基にして補助金を行うとの説明がありました。宿泊については、可能な限り、業者さんから本市の方を利用していただくという回答があったというところであります。その他は光熱費の計上ということでありました。

以上です。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第78号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第78号の討論を終わります。

これから議案第78号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第78号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について、各小委員長の報告は可決です。議案第78号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 起立全員です。したがって、議案第78号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第83号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第83号の討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第83号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についての各小委員長の報告は可決です。議案第83号は各小委

員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 賛成多数です。したがって、議案第83号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

以上で一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会いたします。

午前10時30分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会  
委員長

午前10時31分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第70号 組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてから日程第19、議案第86号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの議案17件及び日程第20、陳情第12号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情から日程第24、陳情第18号「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書の提出の陳情までの陳情5件、計22件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。11番佐々木孝二総務常任委員長。

【総務常任委員長（11番佐々木孝二君）登壇】

●総務常任委員長（佐々木孝二君） 去る12月4日に当委員会に付託となりました事件につきまして、全ての審査が終了いたしましたのでご報告いたします。

議案第70号組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、議案第71号にかほ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第72号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第77号訴訟上の和解について及び議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての議案5件は、全員の賛成で可決と決しております。

議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第81号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての議案2件は、賛成多数で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第70号です。

委員からのシティプロモーション班を設置したことにより得られるメリットや目指すものとは何でしょうかという質疑でございます。その質疑に対しては、現状、総務課の中に広報デジタル推進班があり、ホームページ等を所管している一方で、シティプロモーション政策は総合政策課連携推進班で策定していますが、全体像を俯瞰するのは誰か、組織内でも明らかでなかったため、その部分を明確化することが大きなポイントです。DXを総務課デジタル推進班に特化させるというねらいもありますとの答弁でございます。

また、ほかの委員の質疑に対する答弁では、今回の組織再編に至った要因は、複数の組織にまたがって共同体制で進めていかなければならない業務が増えてきたことです。脱炭素、DX、シティプロモーション、昨今の激甚化する災害に対しても多様性を認めてどのように対応していくかも同様です。これらに対応するために、組織をよりシンプルにしていくことで連携をとりやすくするねらいがありますとのことでした。

議案第71号です。

委員からは、医師、弁護士を選任、任期についての質疑があり、県の総合防災課により助言をいただき進めていくことになる。任期については別に要綱を定める予定でして、任期は委嘱の日から審査災害に係る審査が終了した日まで記載する予定とのことです。

また、災害弔慰金の額等についての質疑に対しては、災害弔慰金の支給等に関する法律に規定されている負担割合ですが、国が4分の2、県が4分の1、市が4分の1となっています。対象災害については四つありまして、一つが市内の住家から5世帯以上滅失した場合、二つ目が県で住家が5世帯以上滅失した市町村が三つ以上ある災害、三つ目が県内で災害救助法が適用された市町村が一つ以上ある場合、四つ目は災害救助法が適用された市町村がその区域内に含む都道府県が二つ以上ある場合となっているとのことです。

議案第72号です。

本会議における議案質疑に対する答弁と同様の説明がなされました。

議案第77号です。

委員からの訴訟費用、裁判所による和解勧告に関する質疑に対しては、時効により消滅するのは和解金5年分のそれ以前のものであり、訴訟費用については和解成立後に様々なことが確定していく予定ですが、訴訟費用として第一審分仮申立関係、控訴審関係で7万7,355円程度になりますが、この後に動く可能性が高い。強い職権による和解勧告については、7回にもわたる和解期日が設けられるというのはあまりないこととして、再三再四、裁判所からの和解を勧められ、最終的に市がそれに応じたということで、強い和解勧告がなされたということとの答弁でした。

また、買い戻し期間を最長10年にした経緯としては、10年の間に市に買い戻される可能性がある土地だと登記簿に記載されることで買い取りを考えている。第三者がいたときに、その所有権を確定的に取得できないものという不利な立場に置かれることから、売買金額も相場より安くなると予想され、高く転売されることを一定程度抑制する効果があると判断したためです。相手の土地に離れるものの、10年間はその土地が不適切な使われ方をされないかを確認する権利を市が持つためのものであり、一番懸念したのは、転売相手として反社会的勢力が絡んでくることや不法投棄など、市にとってよろしくない使われ方がされたときのために10年の買い戻し権を設定しましたとのことです。

議案第80号です。

委員からは、提案理由と本市の景況感とに差異があるのではないかと質疑に対しては、にかほ市では独自の調査を行っていませんが、それは秋田県人事委員会の調査が本市を含めた県域の公務員格差等を的確に反映しているものと捉えているためであり、調査報告に対する県の対応と同様の対応にかほ市ではしてきております。そのような認識の下で提案理由としているところでありますとの答弁でした。

議案第81号に対しては、同様の内容のため、質疑がございませんでした。

議案第82号です。

委員からは、改定後の他市との比較についての質疑に対しては、他の13市でも今回改定を議会に

提案しており、改定前のラスパイレス指数、国家公務員の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準ですが、改定前のラスパイレス指数においては県内で下から2番目ですとの答弁でございました。

以上で、当委員会に付託されました事件についての審査の内容の報告を終わります。

●議長（宮崎信一君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。7番齋藤進教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（7番齋藤進君）登壇】

●教育民生常任委員長（齋藤進君） 去る令和6年12月4日、当委員会付託の事件につき、審査が終了していますので報告いたします。

議案第73号にかほ市介護保険条例制定について、議案第74号にかほ市介護給付費準備基金条例制定について、議案第75号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分に関する協議について、議案第76号由利本荘市にかほ市介護認定審査会の共同設置について、議案第84号令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について、以上の5件の議案については、全員の賛成で可決と決しております。

それでは、審査内容について若干報告いたします。

初めに、議案第73号にかほ市介護保険条例制定についてでは、本荘由利広域市町村圏組合と本市との間の介護保険者に関する事務委託の廃止により、本市独自の事業による職員体制については、現在の兼務ではない介護保険班、班長1名、現在在籍している班員2名、広域出向している班員2名、広域から1名、プラスもう1名の増員を要望しているということでした。

次に、議案第74号についてです。

基金の残高については11月22日現在で11億3,373万3,358円となっているということです。

次に、議案第75号について。

基金及び歳計余剰金の按分率は、にかほ市が100分の25.1で、第1号被保険者構成比及び収入額構成比の直近4か年の平均を基に算出したもので、にかほ市分は2億8,456万7,073円となり、基金が使える範囲では、介護サービス給付金と地域支援事業費の保険料の不足分、それ以外には充当できないという説明でした。

次に、議案第76号についてです。

執務場所は由利本荘市役所内とし、事務担当を由利本荘市で担うもので、審査事務に関する費用は、審査件数を基に按分し、負担金を由利本荘市に支払うもので、また、審査会の委員の定数については変更はないという答弁でした。

以上で報告を終わります。

次に、陳情第12号安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善について国に意見書の



提出を求める陳情、陳情第13号政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情、陳情第16号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書、陳情第17号「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情、陳情第18号「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情、以上5件の陳情について、いずれも全員の賛成で採択と決しております。

以上で報告を終わります。

●議長（宮崎信一君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。2番齋藤光春産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（2番齋藤光春君）登壇】

●産業建設常任委員長（齋藤光春君） それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査について報告いたします。

付託されました事件は、議案第79号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第85号令和6年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第86号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

こちらの3件とも、全員の賛成により可決されました。

それでは、審査の内容を簡単に報告いたします。

議案第79号であります。こちらの方は収益的収入の増額がありまして、一般会計からの補助金と、それから消費税申告に伴う還付金のものであるという説明がなされました。また、支出の方に関しましては、今後必要な光熱水費、動力費の実績見込みによる経費ということの説明がありました。

議案第85号につきましては、議案第82号の条例改正に伴う人件費に伴うものであり、特に質問はございませんでした。

また、同じく議案第86号も、議案第85号同様、議案第82号の条例改正によるもので、特に質疑はございませんでした。

以上で報告を終わります。

●議長（宮崎信一君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。16番伊藤竹文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（16番伊藤竹文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 去る12月4日、一般会計予算特別委員会に付託されました、議案第78号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について及び議案第83号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について、2件の審査が終わりましたので報告いたします。

議案第78号は、全員の賛成により可決と決しております。

次に、議案第83号は、賛成多数により可決と決しております。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

所要のため、暫時休憩します。再開を11時5分といたします。

午前10時54分 休 憩

---

午前11時05分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから討論、採決を行います。

議案第70号組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第70号の討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号にかほ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第71号の討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第72号の討論を終わります。これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号にかほ市介護保険条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第73号の討論を終わります。これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号にかほ市介護給付費準備基金条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第74号の討論を終わります。これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分に関する協議についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第75号の討論を終わります。これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号由利本荘市にかほ市介護認定審査会の共同設置についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第76号の討論を終わります。これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号訴訟上の和解についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第77号の討論を終わります。これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第78号に対する討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第79号の討論を終わります。これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

本案に関して討論通告がありますので発言を許します。

初めに、原案に反対者の発言を許します。2番齋藤光春議員。

【2番（齋藤光春君）登壇】

●2番（齋藤光春君） 議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論をいたします。

人事院勧告により、秋田県人事委員会から職員の給与等に関する報告及び勧告が出されております。人事院及び秋田県人事委員会による勧告は、一般職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として勧告を行っているものであります。したがって、一般職員及び会計年度職員の給与改正には何ら異論を唱えるものではなく、むしろ最優先すべきであると考えます。

しかしながら、市議会議員の報酬等の額等につきましては、社会景況や当市の財政状況を考慮し、公共団体の代表者や市民の方で構成される特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会の議決を経て決められるものであると考えます。現在の議員報酬が適正なものか、同審議会で慎重審査の上、答申をしてもらうことが必要であると思えます。ですから、必ずしも人事院等からの勧告により改正しなければならないというものではないと考えます。

秋田県の企業の景況は回復傾向にあるとの報告もありますが、多くの小規模事業所は厳しい状況下にあり、当面、景況の回復の動きも弱い見通しとの報告もあります。同様に、多くの小規模事業所を抱える本市の景況においても、先般の市政報告の中で令和6年度1月から9月までの市内の事業所に対する景況調査により、好転よりも悪化という回答が多くなされております。また、今後の見通しとしても、受注低迷や物価高騰により、持ち直しの動きは弱いとの厳しい経営環境にあるとも聞いております。また、本市の財政状況は、実質単年度収支が赤字となっており、人件費の増加もその一因であるという旨の市長からの市政報告もありました。

このような景況下で、市民は物価の高騰、各種保険料の増額や公共料金の値上げ等により、経済的に厳しい生活を強いられています。

以上のような現状を鑑み、議員及び特別職のベースアップに向けた今回の改正は見送り、一般市民に対して寄り添った姿勢を示すべき時期ではないかと考えます。

以上のことから、議案第80号に反対するものであります。

加えて、議案第80号に反対する同様の趣旨で、本市の常勤する特別職の給与等を改正する議案81号についても反対の意を表明いたします。

同僚議員の皆さんの賛同を希望し、本議案に対する反対の討論を終わります。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番齋藤聡議員。

【6番（齋藤聡君）登壇】

●6番（齋藤聡君） それでは、議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場から討論いたします。

人事院勧告の目的は、民間と公務員の給与格差を踏まえた生活コストに対応するもので、本市の場合、これまでの対応と同様に、秋田県人事委員会の勧告内容に鑑み、職員の給与等を改定しようとするものであります。

議員の期末手当については、人事院勧告の内容を勘案し、職員の給与等及び市長等の特別職の期末手当に併せて改定しようとする事、他団体の動向を見ても一定の妥当性があります。

また、今回の改定は、議員の報酬の額を引き上げようとするものではなく、これまでの人事委員会の勧告と同様に、期末手当を改定するものであります。

県人事委員会の報告は、執行部から説明があったとおり、にかほ市を含めた地域の民間給与水準を正確に反映したものと捉えて、物価の高騰や景況に対応する形で社会一般の情勢に基づいた適正な勧告がなされたものと考えており、本議案に賛成するものであります。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。13番。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から発言いたします。

長期にわたる賃金の低迷に物価高騰が加わり、実質賃金が減少し続けています。この物価の高騰は、年金受給者の暮らしや農業であれば肥料、農薬など、水産業であれば燃料、資材など、製造業であれば原材料費の高騰など、あらゆる産業に悪影響を与えております。今求められるのは、市民の暮らしを支え、所得を増やすことです。このような時期に議員自らの手で自らの手当てをアップするとするこの条例改正案は、市民からは理解されないものです。よって、議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対を表明いたします。

なお、議案第81号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についても同様の趣旨から反対の意を表明し、討論といたします。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第80号に対する討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第81号の討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第82号の討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についての討論を行います。

本案に関して討論通告がありますので発言を許します。

初めに、原案に反対者の発言を許します。13番佐々木春男議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 議案第83号に反対の立場から発言いたします。

この補正予算は、一人親家庭への援助など市民に寄り添った予算も計上されておりますが、80号に申し上げましたように、議員自らの手で自らの手当てをアップするとした予算も計上されております。私はその自らのところを80号で申し上げましたように、市民からは理解されるものではないと、こういうことで、よって83号に反対を表明して討論といたします。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第83号に対する討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第84号の討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号令和6年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第85号の討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第86号の討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、本日追加された報告第15号専決処分の報告について（専決第18号）及び議案第87号にかほ市病児保育施設条例制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで報告第15号及び議案第87号の質疑を終わります。



す。

次に、議案第87号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第87号に対する討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第12号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第12号の討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第12号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第12号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第13号政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第13号の討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第13号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第13号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第16号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第16号の討論を終わります。

これから陳情第16号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第16号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第17号「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳

情の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第17号の討論を終わります。

これから陳情第17号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第17号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第18号「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第18号の討論を終わります。

陳情第18号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第18号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第18号は、採択することに決定しました。

日程第25、議提第9号安全・安心の医療・介護実現のため「医療・介護施設への支援の拡充及びケア労働者の処遇改善」を求める意見書から日程第29、議提第13号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてまでの議提5件を一括議題とします。

初めに、議提第9号から議提第12号までの4件について、提出者から提案理由の説明を求めます。  
7番齋藤進議員。

【7番（齋藤進君）登壇】

●7番（齋藤進君） それでは、提案説明をいたします。

議提第9号安全・安心の医療・介護実現のため「医療・介護施設への支援の拡充及びケア労働者の処遇改善」を求める意見書についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。  
令和6年12月12日提出。

にかほ市議会議長 様。

提出者、にかほ市議会議員 齋藤進。

賛成者、にかほ市議会議員 佐藤直哉、同じく森鉄也、同じく小川正文でございます。

医療・介護施設には、日々の医療・介護ニーズに加え、近年は自然災害時などにおいても社会的に極めて重要な役割が求められております。また、少子高齢化が進行する中で、住み慣れた地域の医療体制を確保することが、ますます重要となっております。

しかしながら、全国の病院数や病床数は減少の一途をたどり、低い給与水準や夜勤交替制などの医療環境が敬遠され、看護師や介護職などの不足によって、特に地方において医療提供が十分に確保できない地域が増えてきております。

地域医療体制の確保、ケア労働者の処遇や労働環境を改善することについては、以前からの懸案事項となっているところであり、以上を踏まえ、医療や介護の場で働く方の処遇の改善を図ることなど5項目の実現を意見書（案）に記載の提出先へ求めるものでございます。

なお、本意見書（案）は、陳情第12号及び陳情第13号の陳情内容を一つにまとめ上げた上で提出したものであります。

次に、議提第10号介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。  
令和6年12月12日提出。

にかほ市議会議長 様。

提出者、にかほ市議会議員 齋藤進。

賛成者、にかほ市議会議員 佐藤直哉、同じく森鉄也、同じく小川正文でございます。

家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくことを目的に創設された介護保険制度が施行されてから24年が経過いたしました。

同制度は、介護を必要とする高齢者を支える社会制度として広く認知されていますが、利用者は今後さらに増えていくことが見込まれています。

その一方で、介護離職の高止まりに対する課題や、また、制度の持続的・安定的な運営が図られるためには、介護保険財政の見直しや担い手不足の解消を図る必要があります。

以上を踏まえ、介護保険利用者の負担軽減や制度の持続的・安定的な運営に向けた見直しを図ることなど4項目の実現を意見書（案）に記載の提出先に求めるものであります。

次に、議提第11号「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。  
令和6年12月12日提出。

にかほ市議会議長 様。

提出者、にかほ市議会議員 齋藤進。

賛成者、にかほ市議会議員 佐藤直哉、同じく森鉄也、同じく小川正文でございます。

学校給食法では、給食を提供するための設備費や人件費を自治体の負担とする一方、食材費は保護者の負担としています。

しかし、近年は急激に進む少子高齢化、物価の高騰など、家計負担が増していることを背景に、子育て家庭を支援しようと給食費の無償化を実施している、あるいは検討を始めている自治体が増えてきております。

2024年10月現在のデータになりますが、秋田県では小・中学校給食の完全無償化を実施している自治体は2市4町3村で36%、一部無償化を合わせると25市町村中12市町村48%の自治体で実施しており、本市でも材料費の高騰分を補助し、保護者の負担軽減に対応しております。

無償化の最大の課題は、やはり財源であり、実施に至っていない自治体からは、無償化を希望す

る声があることは承知しているが、実現に向けた費用の確保が困難であるとの声や、実施している自治体でも財源を安定的に確保するため様々な工夫をしているということがうかがえますが、恒久的な財源を確保することが大きな課題でもあります。

以上を踏まえて、給食制度が自治体間で格差を生じさせることがないように、小・中学校給食費の無償化を国の制度として措置することを意見書（案）に記載の提出先へ求めるものであります。

最後に、議提第12号「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。  
令和6年12月12日提出。

にかほ市議会議長 様。

提出者、にかほ市議会議員 齋藤進。

賛成者、にかほ市議会議員 佐藤直哉、同じく森鉄也、同じく小川正文でございます。

秋田県では、2024年8月から25市町村全てで18歳までの医療費無料化が実施となりました。県からは、無料化を実施した市町村に対して半額助成を実施していただいているところであります。

しかし、今後も本制度を持続的・安定的に運営していくためには、恒久的な財源確保が重要な課題となります。

以上を踏まえ、経済的な理由が受診控えにつながるものがなく、子どもたちに必要な医療が提供されるよう、18歳年度末までを対象とする医療費窓口負担の無料制度を国の制度として早期に創設することを意見書（案）に記載の提出先へ求めるものでございます。

以上です。

●議長（宮崎信一君） これから議提第9号から議提第12号までの4件についての質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議提第9号から議提第12号まで4件についての質疑を終わります。

次に、議提第13号について、提出者から提案理由の説明を求めます。15番森鉄也議員。

【15番（森鉄也君）登壇】

●15番（森鉄也君） にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についての提案説明をいたします。

議提第13号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。  
令和6年12月12日提出。

にかほ市議会議長 様。

提出者、にかほ市議会議員 森鉄也。

賛成者、にかほ市議会議員 佐々木平嗣、同じく齋藤光春、同じく齋藤進、同じく佐々木孝二、同じく佐々木春男、同じく佐々木敏春でございます。

本条例の一部改正の提案は、市の組織再編に伴い、常任委員会の所管する組織の名称を変えようとするもので、第2条第2項第1号中「企画調整部」を「企画振興部」に、同項第3号中「農林水産部、建設部」を「農林水産建設部」に改めるものであります。

令和7年4月1日から施行するものといたします。

なお、2ページに新旧対照表も示してございますので、そちらもご覧ください。

提案説明は以上であります。

●議長（宮崎信一君） これから議提第13号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議提第13号についての質疑を終わります。

これから議提第9号から議提第13号までの5件についての討論、採決を行います。

初めに、議提第9号安全・安心の医療・介護実現のため医療・介護施設への支援の拡充及びケア労働者の処遇改善を求める意見書の討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第9号の討論を終わります。

これから議提第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第10号介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第10号の討論を終わります。

これから議提第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第11号「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第11号の討論を終わります。

これから議提第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第12号「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第12号の討論を終わります。

これから議提第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第13号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第13号の討論を終わります。

これから議提第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第31、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第8回にかほ市議会定例会を閉会します。

午前11時53分 閉 会